

福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

1 条例（一部改正）の背景

安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、国において各教育・保育施設に従事する職員等の数を定めた規定を改正したことに伴い、関係条例の改正を行う。

2 条例の主な見直し内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置基準を改正する。

満3歳以上満4歳未満の子ども 20 人につき1人以上 → 15 人につき1人以上

満4歳以上の子ども 30 人につき1人以上 → 25 人につき1人以上

3 条例の施行日

令和 6 年6月28日

4 経過措置

改正後の基準に従った職員体制の整備が困難な場合は、当分の間、改正前の基準によることができる。

5 新旧対照表

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第 36 条 (略)	第 36 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 保育士のは、乳児 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼	3 保育士のは、乳児 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼

改正後	改正前
児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児 <u>15</u> 人につき1人以上、満4歳以上の幼児 <u>25</u> 人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることはいできない。	児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児 <u>20</u> 人につき1人以上、満4歳以上の幼児 <u>30</u> 人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることはいできない。